

放射性物質を含む農林業系副産物の焼却実証実験施設に関する情報  
の公開と住民生活の安全・安心の保障を求める決議

環境省は、「平成24年度放射性物質を含む農林業系副産物の焼却実証実験に係る調査業務」の実施を決定し、過日、鮫川村大字青生野地内を設置場所として、仮設焼却システムの建設工事に着手した。

これまでに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された農林業系副産物を焼却した事例は少なく、安全性が実証されていないところであり、環境省は、汚染された農林業系副産物の早急な処理が必要であり、実験で安全性を確認するとしている。

しかしながら、設置場所となった地域は、本市市域に隣接した地域であり、また、本市南部を流れる河川の源流域であって、地理的にも生活環境上も本市との関わりが大きい。それにもかかわらず、設置に当たって、本市及び本市市民への情報提供と事前の説明が、明らかに不十分である。

十分な情報公開が行われないことが周辺住民や本市市民の不信を招き、安全対策に関する説明不足が不安を助長する結果となっていることは疑いがなく、福島県内に焼却実証実験施設を設置しようとする際の対応としては、誠意あるものとは到底言えないため、かかる事態を看過することはできない。

よって、本議会は、放射性物質を含む農林業系副産物の焼却実証実験施設に関し、政府及び環境省において、周辺住民はもとより本市及び本市市民への必要かつ十分な情報の公開と説明並びに住民生活の安全・安心を保障するためのあらゆる対策を講ずることを求める。

以上、決議する。

平成24年12月13日

いわき市議会